

審議事項の概要

審議事項ア ぐりぶー広場売店等設置運営要項（改訂案）

令和2年開催時の要項について、延期に伴う期間のスライド等、所要の改訂を行うもの。

- ・ 延期に伴う設置期間のスライド
- ・ 実施競技（ボッチャ）・会場の追加
- ・ 「ドリンク売店」の追加
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策についての内容を追加 等

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 ぐりぶー広場売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「国体・大会」という。）において、各選手団や大会関係者をはじめ本県を訪れる多くの方々に、本県の食・特産品や観光地などの魅力を発信するために、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が設置する売店等について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び運営期間

(1) ぐりぶー広場

ア かごしま国体 開・閉会式会場（10月12日(木)は運営なし）

会場（設置場所）	設置期間（運営日）	
	国体前期	国体後期
	10/7(土)～10/11(水)	10/13(金)～10/17(火)
鴨池公園（鹿児島市）	○	○

イ かごしま大会 開・閉会式会場及び各競技会場 7市13会場

（※1, ※2は、それぞれ同敷地内の会場であるため1か所に統合）

会場（設置場所）	設置期間（運営日）		
	大会期間		
	10/28 (土)	10/29 (日)	10/30 (月)
鴨池公園（鹿児島市） 【開・閉会式，陸上競技（身，知）】	○	○	○
鴨池公園水泳プール（鹿児島市） 【水泳（身・知）】	○	○	○
鹿児島ふれあいスポーツランド（鹿児島市）※1 【アーチェリー（身）】	—	○	—
県立サッカー・ラグビー場（鹿児島市）※1 【フライングディスク（身・知）】	○	○	○
西原商会アリーナ（鹿児島市） 【卓球（身・知・精）】	○	○	—
サンライトゾーン（鹿児島市） 【ボウリング（知）】	○	○	—
南栄リース桜島アリーナ（鹿児島市） 【バレーボール（身・知）】	○	○	—
ビーラインスポーツパーク始良体育館（始良市） 【バスケットボール（知）】	○	○	—
いちき串木野市総合体育館（いちき串木野市） 【車いすバスケットボール（身）】	○	○	—
知覧平和公園多目的球場（南九州市）※2 【ソフトボール（知）】	○	○	—

知覧平和公園陸上競技場（南九州市） ※2 【フットソフトボール（知）】	○	○	—
開聞総合グラウンド（指宿市） 【グラウンドソフトボール（身）】	○	○	—
指宿総合体育館（指宿市） 【ボッチャ（身）】	○	○	—
平和公園串良平和アリーナ（鹿屋市） 【バレーボール（精）】	○	○	—
国分運動公園陸上競技場（霧島市） 【サッカー（知）】	○	○	○

(2) ドリンク売店

会 場（設 置 場 所）	設置期間（運営日）			
	国体開会式	国体閉会式	大会開会式	大会閉会式
	10/7 （土）	10/17 （火）	10/28 （土）	10/30 （月）
鴨池公園内の指定場所（鹿児島市）	○	○	○	○

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会
は必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

4 取扱商品及びサービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは、以下の範囲内とする。

- (1) 国体・大会関連グッズ（両大会マスコットキャラクター「ぐりぶーファミリー」等の
デザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの。）
- (2) 鹿児島の魅力を発信する食品・飲料
 - ア 簡易な調理を行う食品・飲料（調理する食品は、あらかじめ食品衛生関係法令に規
定する営業許可施設等で下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うもの
又はかき氷、アイスクリーム類の小分けであること。）
 - イ 調理加工を行わない食品・飲料（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等にお
いて製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、食品表示法
に基づく適正な表示がなされているものであること。）
- (3) 鹿児島の魅力を発信する特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配、郵便
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) 国体パートナー、オフィシャルスポンサーの製品及びサービス
- (8) 日本スポーツ協会の製品及びサービス
- (9) 日本パラスポーツ協会の製品及びサービス
- (10) 大会特別協賛企業の製品及びサービス
- (11) 鹿児島県政及び鹿児島県内市町村政PR（鹿児島県及び県内市町村の魅力を発信する
ものに限る。）

- (12) 県内の障害福祉団体，障害福祉サービス事業所等の製品及び活動PR
- (13) 県内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作等したものに限る。）
- (14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

5 出店者の条件

売店等に出店しようとする者（以下「出店希望者」という。）は，次のすべての条件を満たす者とする。なお，売店等の運営は，鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）の主旨に従い，実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に店舗等を有する者であって，売店等出店許可申請書の申請日時点において1年以上の営業を継続している者
 - イ 県内に事業所，工場等を有する企業であって，申請時において1年以上の事業を継続している企業
 - ウ 上記「4 取扱商品及びサービス」の(1)，(2)及び(3)のいずれかを製造または販売している者
 - エ 国体パートナー及びオフィシャルスポンサー
 - オ 日本スポーツ協会
 - カ 日本パラスポーツ協会
 - キ 大会特別協賛企業
 - ク 行政機関
 - ケ 県内の障害福祉団体，障害福祉サービス事業所等
 - コ 県内の学校
 - サ その他県実行委員会が特に認める者
- (2) 売店等出店許可申請書の申請日時点において，県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (3) 売店等出店許可申請書の申請日から起算して過去1年以内に，関係法令等の違反による処分を受けていないこと
- (4) 出店を申請する者が，暴力団，暴力団員，暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者，暴力団準構成員，暴力団関係企業，総会屋，社会運動等標ぼうゴロ，特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと
- (5) 出店を申請する者が，反社会的勢力に従業員等として使用または雇用していないこと
- (6) 出店を申請する者が，反社会的勢力に対し，いかなる名目であるかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていないこと
- (7) 出店を申請する者が，反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (8) 原則として，各設置期間を通して出店できる者
- (9) 売店等出店許可申請書等の提出書類や出店希望者への質問等で県実行委員会が審査し，許可を得た者

6 食品を販売する出店者の条件

食品を販売する出店希望者については，上記「5 出店者の条件」とあわせて，以下の条件も満たす者とする。なお，食品を販売する売店等の出店者の選定については，設置場所を所管する保健所等と十分に調整を行うものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可等を必要とする営業にあつては，当該許可を受け，または届出を行っている者

- (2) 売店等出店許可申請書の申請日から起算して過去1年以内に、食中毒の発生等による行政処分歴がないこと

7 出店料

- (1) 物品の販売及びサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に次の出店料を納入しなければならない。

ア 国体・大会 開・閉会式会場ぐりぶ一広場

設置期間（運営日）	出店料 （1小間・1日当たり）	
	県内業者	左記以外
国 体：2023年10月7日（土）～10月17日（火） ＜10月12日（木）は運営なし＞	2,600円	5,200円
大 会：2023年10月28日（土）～10月30日（月）		

イ かごしま大会 各競技会場ぐりぶ一広場

設置期間（運営日）	出店料 （1小間・1日当たり）	
	県内業者	左記以外
2023年10月28日（土）～10月30日（月） ＜各競技会場の運営日は、上記2（2）のとおり＞	2,600円	5,200円

- ※1 ア及びイの出店料は、1小間（テント（間口5.4m×奥行3.6m）の2分の1）当たりの金額である。
- ※2 2小間以上または2日間以上の出店料は、上記出店料×小間数×日数とする。
（例：県内業者が3小間で4日間出店⇒2,600円×3小間×4日＝31,200円）
- ※3 出店料には、電源1.5kwまでの電気使用料を含むものとし、これを超える電気使用については、1.5kwごとに1,000円を追加で徴収する。
なお、使用できる電源の上限は、アの開・閉会式会場（鴨池公園）については1小間4.5kw（追加3.0kw）までとし、イの各競技会場については、全体の電力容量を鑑みて県実行委員会が決定する。（最大でも1小間4.5kw（追加3.0kw）までとなる見込。）
- ※4 上表の「県内業者」とは、鹿児島県内に住所を有する個人、団体、または鹿児島県内に事業所を有する法人である。

ウ ドリンク売店

設置期間（運営日）	出店料（1箇所）
国体開会式：2023年10月7日（土）	2,600円
国体閉会式：2023年10月17日（火）	
大会開会式：2023年10月28日（土）	
大会閉会式：2023年10月30日（月）	

(2) 以下に該当する者は、出店料を免除することができる。

- ア 行政機関
- イ 県内の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等
- ウ 県内の学校
- エ 日本スポーツ協会
- オ 日本パラスポーツ協会
- カ 大会特別協賛企業
- キ その他県実行委員会が特に認める者

(3) 国体パートナー及びオフィシャルスポンサーは、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会企業協賛制度に基づく特典として、県実行委員会が指定した小間数内で出店料を納入することなく出店できるものとする。

ただし、オフィシャルスポンサーが物品の販売及びサービスの有償提供等を行う場合は、この限りでない。

(4) 荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部または一部について売店等の営業を行うことができなかつた場合、県実行委員会は、出店料の全部または一部を返還するものとする。

なお、出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の返還は行わない。

(5) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担するものとする。

8 売店等の設置備品

県実行委員会が準備する1小間当たりの設置備品は次のとおりとする。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策用備品については、政府等の方針に従って変更がありうる。

(1) 国体・大会 開・閉会式会場ぐりぶー広場

- ア テント（間口5.4m×奥行3.6m） 2分の1
- イ 長机 3台
- ウ パイプイス 3脚
- エ 吊看板(出店者名) 1枚
- オ 電源 2口コンセント（100V・使用電力1.5kw以内）
- カ 照明 1本
- キ 飛沫防止透明シート又はアクリル板 1式

※給排水設備なし（共用の給排水設備を広場内に設置）

- (2) かがしま大会 各競技会場ぐりぶ一広場
各競技会場における売店等設備の基準は、県実行委員会が会場ごとに別に定める。

(3) ドリンク売店

テーブル、パイプイス、どぶづけ、飛沫防止透明シート又はアクリル板は県実行委員会が準備する。その他必要な備品については、出店者と県実行委員会が協議を行った上で決定する。

9 出店の場所

売店等の出店場所（ブース位置）は、県実行委員会が指定するものとする。

10 出店申請

出店希望者は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、方法等については、県実行委員会が別に定める。

- (1) 出店申請者の概要・出店計画書（別紙1）
- (2) 営業許可証（写）または所管保健所等の収受印が押印された営業許可申請書（写）
- (3) 売店等責任者及び従業員の本人確認書類（写）
例：免許証、パスポート等顔写真付きのもの写し
（マイナンバーカードの場合は、必ずマイナンバーを隠して写しをとること）
- (4) 持込機器等調査票（別紙2）
- (5) 誓約書兼承諾書（別紙3）
- (6) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書

11 出店者の選定、出店許可書の交付及び許可の取消し等

- (1) 県実行委員会は、本要項に基づき、上記「5 出店者の条件」を満たすことを確認・調査し、取扱商品やサービスの内容、全体的な出店内容のバランス、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認める者を出店者として選定する。その際、県実行委員会は、出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 県実行委員会は出店者の選定結果を通知する際、上記「7 出店料」の(2)または(3)に該当しない出店者に対しては、売店等出店料納入通知書（様式第2号）を送付し、納入期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合、出店者は県実行委員会に対してその旨を文書で通知するものとし、出店料の返還を求めるとはできないものとする。
- (3) 県実行委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可書（様式第3号）を当該出店申請者に交付するものとする。
- (4) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。
- (5) 県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県実行委員会に対して、損害賠償を請求することができないものとする。
 - ア 関係法令及び本要項に違反したとき
 - イ 売店等出店許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき

- ウ 保健所からの指導に従わなかったとき
- エ その他、県実行委員会が売店等の管理運営において不相当と認めるとき

12 保健所への届出等

- (1) 食品を販売する出店者は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会食品衛生対策実施要領（以下「食品衛生要領」という。）に基づき検便検査を受けるものとする。
- (2) 県実行委員会は、食品を販売する出店者に対し出店を許可した時は、食品衛生要領に定める必要な計画書を所管の保健所に提出するものとする。

13 設置基準

- (1) 全売店等共通
 - ア 上記「8 売店等の設置備品」を踏まえ、売店等の規模に応じた陳列設備を設けること
- (2) 食品を販売する売店等
 - ア 食品衛生要領の別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に基づき、必要な設備を設置すること
 - イ 現場で簡易な調理を行う場合は、所管の保健所等の基準に従い、蛇口付きポリタンク等で手洗い設備を設置すること
 - ウ 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管または冷蔵設備が十分であり、かつ、容器包装等により汚染防止の措置をすること
 - エ 廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと
 - オ その他、食品衛生関係法令等に規定する施設基準に適合していること

14 管理責任

売店等における販売品、陳列設備及び金銭の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

15 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸することまたは売店等の管理運営を委任すること
- (2) 火気を使用すること（県実行委員会が特に認める場合は除く。）
- (3) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会開・閉会式会場管理運営要綱で定める持込禁止物を持ち込み、または、同要綱で定める禁止行為を行うこと（県実行委員会が特に認める場合は除く。）
- (4) 商品を不当な価格で販売すること
- (5) 指定された場所以外での立ち売りや呼び込み販売をすること
- (6) 拡声器または音響器具類を使用すること
- (7) アルコール飲料を販売（試飲を含む。）すること。ただし、土産・特産品等として県実行委員会が認める場合は除く
- (8) 危険物を販売すること
- (9) 許可された商品以外のものを販売すること
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす行為をすること

16 出店者及び従業員の遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県実行委員会が開催する出店者説明会に出席すること
- (2) 別途交付する売店等出店許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること
- (3) 搬入出に使用する車両には、別途交付する通行許可証を指示された位置に掲げること
- (4) 従業員は県実行委員会が発行するIDカード等を着用し、服装は清潔なものを着用すること
- (5) 売店等の設置、撤去及び荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従うこととし、商品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと
- (6) 接客にあたっては、親切丁寧を心がけること
- (7) 売店等の装飾は販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと
- (8) 販売品には関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること
- (9) 各売店等の清掃は各出店者が責任を持って行い、店内にゴミ箱を設置し、排出したゴミ（販売した飲食の使い捨て容器を含む）は、各出店者が持ち帰り処分すること
- (10) 県実行委員会が認める火気を使用する売店等にあつては、消火器の設置等による防災対策を講ずること
- (11) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること
- (12) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと
- (13) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと
- (14) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと
- (15) 出店申請後に、従業員の変更、追加、削除等があつた場合は、直ちに県実行委員会に報告すること
なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類（上記10(3)のとおり）を添付すること
- (16) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、「燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」や業種ごとのガイドライン等を遵守すること
- (17) 売店等の出店に関しては、本要項のほか、関係法令及び県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること
- (18) その他、下記17の売店等監督員及び県実行委員会の指示に従うこと

17 売店等監督員及び売店等責任者

(1) 売店等監督員

ア 県実行委員会は、売店等の円滑な運営を図るため、売店等監督員を置くものとする。

イ 売店等監督員は現地を巡回し、売店等の管理運営について指導するものとする。

(2) 売店等責任者

ア 出店者は、当該従業員のうちから売店等責任者を定め、現場に常駐させるものとする。

る。

イ 売店等責任者は、当該売店等の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を販売する売店等にあつては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店等監督員から指示があつた場合は、これに従わなければならない。

18 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納に係る全ての責任を負うこととし、販売実績を県実行委員会に報告するものとする。

19 事故等の処理

売店等内において事故等が発生したときは、売店等責任者は直ちに売店等監督員に報告し、売店等監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともにその指示に従い事故処理に当たるものとする。

20 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など県実行委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後直ちに原状に復し、売店等監督員の検査を受けなければならない。

23 その他

この要項について疑義が生じた場合または定めのない事項については、県実行委員会が、関係者と協議のうえ定めるものとする。

24 実施期日

この要項は、令和元年11月18日から施行する。

この要項は、令和4年11月〇日から施行する。

（様式第1号）

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会 長 塩田 康一 様

申請者所在地

商号又は名称

代表者氏名

売 店 等 出 店 許 可 申 請 書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「国体・大会」という。）におけるぐりぶ一広場に売店等を出店したいので、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項第10項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 出店を希望する会場、期間及び小間数

- ・ 出店希望日に「○」と、希望小間数（1小間＝2.7m×3.6m(テントの1/2)）を記入してください。
- ・ 原則として、各期間を通じた出店をお願いします。
- ・ 必ずしも希望に添えない場合がありますので御了承ください。
- ・ 10月12日(木)は、ぐりぶ一広場の運営はありません。

月日		国体期間（前半）					国体期間（後半）					大会期間		
		10/7 土	8 日	9 月	10 火	11 水	13 金	14 土	15 日	16 月	17 火	28 土	29 日	30 月
国体・大会 開閉会式会場	希望日													
	小間数													
大会 各競技 会場	A	希望日												
		小間数												
	B	希望日												
		小間数												
	C	希望日												
		小間数												

競技会場名： A B
C

2 取扱商品及びサービスの区分

（該当する区分を1つ（主なもの）選んで□欄にチェック（☑または■）してください）

- 国体・大会関連グッズ
- 鹿児島県の魅力を発信する食品・飲料（調理あり）
- 鹿児島県の魅力を発信する食品・飲料（調理なし）
- 鹿児島県の魅力を発信する特産品・土産品
- スポーツ用品
- 記念切手・記念硬貨等
- 県内の学校の製品等
- 国体パートナー、オフィシャルスポンサー、日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会、大会特別協賛企業の製品及びサービス
- その他の商品・サービス

（具体的内容： ）

3 添付書類（添付したすべての書類の□欄にチェック（☑または■）してください）

- ① 出店申請者の概要・出店計画書（別紙1）
 - ② 営業許可証(写)または所管保健所等の收受印が押印された営業許可申請書(写)
 - ③ 売店等責任者および従業員の本人確認書類（免許証、パスポートなど顔写真付きのもの）の写し
 - ④ 持込機器等調査票（別紙2）
 - ⑤ 誓約書兼承諾書（別紙3）
 - ⑥ 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書
- ※ ①、②及び④は、希望する会場ごとに添付してください。

令和 年 月 日

《 出 店 者 》 様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会
会長 塩田 康一

売 店 等 出 店 料 納 入 通 知 書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶー広場への売店等に係る出店料について、下記のとおり納入してください。

なお、売店等出店許可書は、出店料の納入確認後に交付します。

記

金額 (出店料)	金 《出店料》 円
出店等許可会場	《出店会場》
出 店 期 間	《出店期間》
出 店 小 間 数	《小間数》小間
納 入 期 限	令和5年 月 日
振 込 口 座	鹿児島銀行 県庁支店 普通 * * * * * * *
そ の 他	振込手数料は、出店申請者が負担してください。

燃か実第 号

売店等出店許可書

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶー広場への売店等の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可会場	
出店期間	
出店小間数	小間
許可品目	
遵守事項	① 本許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること。 ② 出店にあたっては、関係法令及び燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶー広場売店等設置運営要項等を遵守すること。
持込機器等	裏面に記載
その他	出店場所、駐車許可証等については、別途通知します。

令和 年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会長 塩田 康一



燃ゆる感動 かごしま国体



燃ゆる感動 かごしま大会



【持込機器等】



審議事項ア（資料1）

(別紙1)

出店申請者の概要・出店計画書

会場名:()

出店申請者の概要	会社・団体名						代表者					
	所在地	〒										
	連絡先	(電話番号)					(FAX)					
	担当者	(携帯電話)										
	電子メールアドレス											
	出店実績											
	営業開始年月日	年 月 日					従業員数	人				
	営業に関して取得した許可等の種類 ※1	種類					番号		取得年月日			
									年 月 日			
	過去1年間の法令違反等処分歴の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		過去1年間の食中毒発生等行政処分歴の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
出店計画	出店ブースの看板表示名											
	販売商品名および販売予定数量											
	●	数量:				●	数量:					
	●	数量:				●	数量:					
	●	数量:				●	数量:					
	●	数量:				●	数量:					
	●	数量:				●	数量:					
	従事日・従業員※2											
	従事日	売店等責任者(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	
	月 日											
月 日												
月 日												
月 日												
月 日												
従事者実人員数		人										
使用車両	使用日	車種 ※3			車体カラー	車両ナンバー		場内進入 ※4 (希望がある場合は「○」)	駐車場所利用 ※5 (希望がある場合は「○」)			
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
販売レイアウト図	通路側											
	※ 売店等の設置備品は「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項」の「8 売店等の設置備品」のとおり											
	※ 別紙2「持込機器等調査票」に記載した機材を配置すること											
	※ 火気を使用する場合、消火器等の位置を明記すること											
	(記入欄が不足する場合は、欄を増やす、別紙に記入するなど、適宜対応してください。)											
	※1 営業に関して取得した許可証がある場合は許可証(写)を、営業許可申請中の場合は所管保健所等の収受印が押印された営業許可申請書(写)を添付してください。											
	※2 売店等責任者および従業員の本人確認書類(写)を添付してください。(免許証、パスポートなど顔写真付きのもの)											
	※3 車種については、正確な駐車枠を把握するため、詳細に記入してください。(2tトラック、大型バン等)											
	※4 会場(ぐりぶ一広場)に進入する場合は、県実行委員会が別に発行する「進入許可証」が必要です。搬入・搬出に当たり、会場(ぐりぶ一広場)内への車の乗り入れ希望がある場合は「○」を記入してください。別に調査・調整を行い、必要に応じて「進入許可証」を発行します。なお、進入希望があっても許可証が発行できない場合、許可証を発行しても進入ができない時間帯、競技会場によっては乗り入れ不可の場合などがあることをあらかじめご了承ください。											
	※5 駐車場所は県実行委員会が指定するものとし、県実行委員会が別に発行する「駐車許可証」が必要です。駐車希望がある場合は「○」を記入してください。別に調査・調整を行い、「駐車許可証」を発行します。なお、駐車台数に限りがあることから、「駐車許可証」の発行は原則1台分とします。											

持込機器等調査票

会場名：()

※ 記入欄が不足する場合には、適宜欄を増やしてください。（表や図が途中で途切れていなければ、ページが分かれても構いません）

1 電気機器（該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。）

- 持ち込まない(実行委員会が用意するコンセントを使用しない)
- 持ち込む
 - ・ 下表に記入した電気機器以外は、絶対に持ち込まないでください。
 - ・ 電気設備は1小間あたり1.5kwを標準設備とし、これを超える電気使用は、1.5kwごとに1,000円を追加徴収します。なお、使用上限は全体の容量から検討します。

機器の種類(名前)	1台あたり使用電力	数量	使用電力(kw)
	kw	台	kw
合計(1.5kw以内)			kw

2 火気器具（該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。）

火気器具は原則持込禁止です。持込を希望する場合は、あらかじめ県実行委員会に御相談ください。
 ガス機器への接続は、専門の業者へ依頼する等、安全点検を行ったものを持ち込むようお願いします。

- 持ち込まない
- 持ち込みを希望する

器具の種類(名前)	燃料の種類・容器	数量	使用目的

3 上記以外の設備・器具等

- ・ 来場者の安全のため、特殊な構造物や鋭利な物品、芝生等を傷める可能性がある重量物、器具等は持ち込めません。
- ・ 特殊な物品や展開後の1辺が180cmを超える物品(横断幕、のぼり旗、ハンガーラック等)は下表に記入してください。
- ・ 持込禁止物は、「開・閉会式会場管理運営要綱第4条第1項」を御確認ください。
- ・ 下表に記入のない持込禁止物を持ち込んだ場合は、退場を命じる場合があります。

持込物品(設備・器具等)	数量	使用目的

4 共用給排水設備の使用（該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。）

- 使用する
- 使用しない

5 持込機器等配置レイアウト図

申請時点で想定するレイアウトを記入してください。（縮尺任意）

通路側

（別紙3）

令和 年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会
会 長 塩田 康一 様

申請者所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓約書兼承諾書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶ一広場への売店等出店許可申請にあたり、下記の項目について相違ない旨、誓約します。また、誓約内容の確認のため、県実行委員会が本承諾書をもって、関係官庁に調査、照会することを承諾します。

記

- 1 出店に当たっては、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項を遵守すること。
- 2 売店等出店許可申請にあたり、申請日から起算して過去1年以内に関係法令等の違反による処分を受けていないこと。
- 3 出店する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。
- 4 反社会的勢力に従業員等として使用または雇用していないこと。
- 5 反社会的勢力に対しいかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていないこと。
- 6 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 7 出店が許可された後、上記事項と異なることが判明し、出店許可を取り消されても、県実行委員会に異議を申立てないこと。また、県実行委員会に対する損害賠償を請求しないこと。

以上

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 ぐりぶー広場売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「国体・大会」という。）において、各選手団や大会関係者をはじめ本県を訪れる多くの方々に、本県の食・特産品や観光地などの魅力を発信するために、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が設置する売店等について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び運営期間

(1) ぐりぶー広場

ア かごしま国体 開・閉会式会場（10月12日(木)は運営なし）

会場（設置場所）	設置期間（運営日）	
	国体前期	国体後期
	10/7(土)～10/11(水)	10/13(金)～10/17(火)
鴨池公園（鹿児島市）	○	○

・延期に伴う設置期間の修正
 ・「鴨池運動公園」を正式名称に修正

イ かごしま大会 開・閉会式会場及び各競技会場 7市13会場
（※1, ※2は、それぞれ同敷地内の会場であるため1か所に統合）

会場（設置場所）	設置期間（運営日）		
	大会期間		
	10/28 (土)	10/29 (日)	10/30 (月)
鴨池公園（鹿児島市） 【開・閉会式、陸上競技（身、知）】	○	○	○
鴨池公園水泳プール（鹿児島市） 【水泳（身・知）】	○	○	○
鹿児島ふれあいスポーツランド（鹿児島市）※1 【アーチェリー（身）】	—	○	—
県立サッカー・ラグビー場（鹿児島市）※1 【フライングディスク（身・知）】	○	○	○
西原商会アリーナ（鹿児島市） 【卓球（身・知・精）】	○	○	—
サンライトゾーン（鹿児島市） 【ボウリング（知）】	○	○	—
南栄リース桜島アリーナ（鹿児島市） 【バレーボール（身・知）】	○	○	—
ビーラインスポーツパーク始良体育館（始良市） 【バスケットボール（知）】	○	○	—
いちき串木野市総合体育館（いちき串木野市） 【車いすバスケットボール（身）】	○	○	—
知覧平和公園多目的球場（南九州市）※2 【ソフトボール（知）】	○	○	—

・延期に伴う設置期間の修正
 ・ポッチャ追加による会場数の増
 ・実施競技（フットベースボール）の名称変更
 ・ネーミングライツの導入に伴う会場名の変更

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 ぐりぶー広場売店等設置運営要項

1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「国体・大会」という。）において、各選手団や大会関係者をはじめ本県を訪れる多くの方々に、本県の食・特産品や観光地などの魅力を発信するために、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が設置する売店等について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び運営期間

(1) かごしま国体 開・閉会式会場ぐりぶー広場（10月8日(木)は運営なし）

設置場所	設置期間（運営日）	
	国体前期	国体後期
	10/3(土)～10/7(水)	10/9(金)～10/13(火)
鴨池運動公園（鹿児島市）	○	○

(2) かごしま大会 開・閉会式会場及び各競技会場ぐりぶー広場 7市12会場
（※1, ※2は、それぞれ同敷地内の会場であるため1か所に統合）

設置場所	設置期間（運営日）		
	大会期間		
	10/24 (土)	10/25 (日)	10/26 (月)
鴨池運動公園（鹿児島市） 【開・閉会式、陸上競技（身、知）】	○	○	○
鴨池公園水泳プール（鹿児島市） 【水泳（身・知）】	○	○	○
鹿児島ふれあいスポーツランド（鹿児島市）※1 【アーチェリー（身）】	○	○	—
県立サッカー・ラグビー場（鹿児島市）※1 【フライングディスク（身・知）】	○	○	○
鹿児島アリーナ（鹿児島市） 【卓球（身・知・精）】	○	○	—
サンライトゾーン（鹿児島市） 【ボウリング（知）】	○	○	—
桜島総合体育館（鹿児島市） 【バレーボール（身・知）】	○	○	—
始良市総合運動公園体育館（始良市） 【バスケットボール（知）】	○	○	—
いちき串木野市総合体育館（いちき串木野市） 【車いすバスケットボール（身）】	○	○	—
知覧平和公園多目的球場（南九州市）※2 【ソフトボール（知）】	○	○	—
知覧平和公園陸上競技場（南九州市）※2 【フットベースボール（知）】	○	○	—

知覧平和公園陸上競技場 (南九州市) ※2 【フットソフトボール (知)】	○	○	-
開聞総合グラウンド (指宿市) 【グラウンドソフトボール (身)】	○	○	-
指宿総合体育館 (指宿市) 【ボッチャ (身)】	○	○	-
平和公園串良平和アリーナ (鹿屋市) 【バレーボール (精)】	○	○	-
国分運動公園陸上競技場 (霧島市) 【サッカー (知)】	○	○	○

開聞総合グラウンド (指宿市) 【グラウンドソフトボール (身)】	○	○	-
平和公園串良平和アリーナ (鹿屋市) 【バレーボール (精)】	○	○	-
国分運動公園陸上競技場 (霧島市) 【サッカー (知)】	○	○	○

・ボッチャ会場の追加

(2) ドリンク売店

会 場 (設 置 場 所)	設置期間 (運営日)			
	国体開会式	国体閉会式	大会開会式	大会閉会式
	10/7 (土)	10/17 (火)	10/28 (土)	10/30 (月)
鴨池公園内の指定場所 (鹿児島市)	○	○	○	○

・ドリンク売店の追加

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会
は必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

3 開設時間

売店等の開設時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、県実行委員会
は必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

4 取扱商品及びサービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは、以下の範囲内とする。

- (1) 国体・大会関連グッズ (両大会マスコットキャラクター「ぐりぶーファミリー」等の
デザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの。)
- (2) 鹿児島の魅力を発信する食品・飲料
ア 簡易な調理を行う食品・飲料 (調理する食品は、あらかじめ食品衛生関係法令に規
定する営業許可施設等で下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うもの
又はかき氷、アイスクリーム類の小分けであること。)
イ 調理加工を行わない食品・飲料 (食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等にお
いて製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、食品表示法
に基づく適正な表示がなされているものであること。)
- (3) 鹿児島の魅力を発信する特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配、郵便
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) 国体パートナー、オフィシャルスポンサーの製品及びサービス
- (8) 日本スポーツ協会の製品及びサービス
- (9) 日本パラスポーツ協会の製品及びサービス
- (10) 大会特別協賛企業の製品及びサービス
- (11) 鹿児島県政及び鹿児島県内市町村政PR (鹿児島県及び県内市町村の魅力を発信する
ものに限る。)

・取扱いできる食品の追加

・法令の修正

・文言修正 (栃木県参考)

4 取扱商品及びサービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは、以下の範囲内とする。

- (1) 国体・大会関連グッズ (両大会マスコットキャラクター「ぐりぶーファミリー」等の
デザインを使用した商品で、県実行委員会の使用承認を受けているもの。)
- (2) 鹿児島の魅力を発信する食品・飲料
ア 簡易な調理を行う食品・飲料 (調理する食品は、あらかじめ食品衛生関係法令に規
定する営業許可施設等で下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うもの
であること。)
イ 調理加工を行わない食品・飲料 (食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等にお
いて製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、同法に基づ
く適正な表示がなされているものであること。)
- (3) 鹿児島の魅力を発信する特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配、郵便
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) 国体パートナー、オフィシャルスポンサーの製品及びサービス
- (8) 日本スポーツ協会のPR
- (9) 日本障がい者スポーツ協会のPR
- (10) 大会特別協賛企業の製品及びサービス
- (11) 鹿児島県政及び鹿児島県内市町村政PR (鹿児島県及び県内市町村の魅力を発信する
ものに限る。)
- (12) 県内の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等の製品等

- (12) 県内の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等の製品及び活動PR
- (13) 県内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作等したものに限る。）
- (14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

5 出店者の条件

売店等に出店しようとする者（以下「出店希望者」という。）は、次のすべての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）の主旨に従い、実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に店舗等を有する者であって、売店等出店許可申請書の申請日時点において1年以上の営業を継続している者
 - イ 県内に事業所、工場等を有する企業であって、申請時において1年以上の事業を継続している企業
 - ウ 上記「4 取扱商品及びサービス」の(1)、(2)及び(3)のいずれかを製造または販売している者
 - エ 国体パートナー及びオフィシャルスポンサー
 - オ 日本スポーツ協会
 - カ 日本パラスポーツ協会
 - キ 大会特別協賛企業
 - ク 行政機関
 - ケ 県内の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等
 - コ 県内の学校
 - サ その他県実行委員会が特に認める者
- (2) 売店等出店許可申請書の申請日時点において、県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (3) 売店等出店許可申請書の申請日から起算して過去1年以内に、関係法令等の違反による処分を受けていないこと
- (4) 出店を申請する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと
- (5) 出店を申請する者が、反社会的勢力に従業員等として使用または雇用していないこと
- (6) 出店を申請する者が、反社会的勢力に対し、いかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていないこと
- (7) 出店を申請する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (8) 原則として、各設置期間を通して出店できる者
- (9) 売店等出店許可申請書等の提出書類や出店希望者への質問等で県実行委員会が審査し、許可を得た者

6 食品を販売する出店者の条件

食品を販売する出店希望者については、上記「5 出店者の条件」とあわせて、以下の条件も満たす者とする。なお、食品を販売する売店等の出店者の選定については、設置場所を所管する保健所等と十分に調整を行うものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可等を必要とする営業にあつては、当該許可を受け、または届出を行っている者

・文言追加、修正
(栃木県参考)

- (13) 県内の学校の製品等（学校の授業計画に基づき学生が生産・製作等したものに限る。）
- (14) その他県実行委員会が必要と認めるもの

5 出店者の条件

売店等に出店しようとする者（以下「出店者」という。）は、次のすべての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）の主旨に従い、実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 県内に店舗を有する者であって、売店等出店許可申請書の申請日時点において1年以上の営業を継続している者
 - イ 上記「4 取扱商品及びサービス」の(1)、(2)及び(3)のいずれかを製造または販売している者
 - ウ 国体パートナー及びオフィシャルスポンサー
 - エ 日本スポーツ協会
 - オ 日本障がい者スポーツ協会
 - カ 大会特別協賛企業
 - キ 行政機関
 - ク 県内の障害福祉団体、障害福祉サービス事業所等
 - ケ 県内の学校
 - コ その他県実行委員会が特に認める者
- (2) 売店等出店許可申請書の申請日時点において、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (3) 売店等出店許可申請書の申請日から起算して過去1年以内に、関係法令等の違反による処分を受けていないこと
- (4) 出店を申請する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと
- (5) 出店を申請する者が、反社会的勢力に従業員等として使用または雇用していないこと
- (6) 出店を申請する者が、反社会的勢力に対し、いかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていないこと
- (7) 出店を申請する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (8) 原則として、各設置期間を通して出店できる者
- (9) 売店等出店許可申請書等の提出書類や出店者への質問等で県実行委員会が審査し、許可を得た者

6 食品を販売する出店者の条件

食品を販売する出店者については、上記「5 出店者の条件」とあわせて、以下の条件も満たす者とする。なお、食品を販売する売店等の出店者の選定については、設置場所を所管する保健所等と十分に調整を行うものとする。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可等を必要とする営業にあつては、当該許可を受け、または届出を行っている者

・文言修正

(2) 売店等出店許可申請書の申請日から起算して過去1年以内に、食中毒の発生等による行政処分歴がないこと

7 出店料

(1) 物品の販売及びサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に次の出店料を納入しなければならない。

ア 国体・大会 開・閉会式会場ぐりぶ一広場

設置期間 (運営日)	出店料 (1小間・1日当たり)	
	県内業者	左記以外
国体: 2023年10月7日(土)~10月17日(火) <10月12日(木)は運営なし>	2,600円	5,200円
大会: 2023年10月28日(土)~10月30日(月)		

・延期に伴う設置期間の修正
・文言追加, 修正

イ かがしま大会 各競技会場ぐりぶ一広場

設置期間 (運営日)	出店料 (1小間・1日当たり)	
	県内業者	左記以外
2023年10月28日(土)~10月30日(月) <各競技会場の運営日は、上記2(2)のとおり>	2,600円	5,200円

- ※1 ア及びイの出店料は、1小間(テント(間口5.4m×奥行3.6m)の2分の1)当たりの金額である。
- ※2 2小間以上または2日間以上の出店料は、上記出店料×小間数×日数とする。
(例: 県内業者が3小間で4日間出店⇒2,600円×3小間×4日=31,200円)
- ※3 出店料には、電源1.5kwまでの電気使用料を含むものとし、これを超える電気使用については、1.5kwごとに1,000円を追加で徴収する。
なお、使用できる電源の上限は、アの開・閉会式会場(鴨池公園)については1小間4.5kw(追加3.0kw)までとし、イの各競技会場については、全体の電力容量を鑑みて県実行委員会が決定する。(最大でも1小間4.5kw(追加3.0kw)までとなる見込。)
- ※4 上表の「県内業者」とは、鹿児島県内に住所を有する個人、団体、または鹿児島県内に事業所を有する法人である。

(2) 売店等出店許可申請書の申請日から起算して過去1年以内に、食中毒の発生等による行政処分歴がないこと

7 出店料

(1) 物品の販売及びサービスの有償提供等を行う出店者は、県実行委員会に次の出店料を納入しなければならない。

ア 国体・大会 開・閉会式会場ぐりぶ一広場

設置期間 (運営日)	出店料	
	県内業者	左記以外
国体: 2020年10月3日(土)~10月13日(火) <10月8日(木)は運営なし>	2,600円	5,200円
大会: 2020年10月24日(土)~10月26日(月)		

イ かがしま大会 各競技会場ぐりぶ一広場

設置期間 (運営日)	出店料	
	県内業者	左記以外
2020年10月24日(土)~10月26日(月) <各競技会場の運営日は、上記2(2)のとおり>	2,600円	5,200円

- ※1 ア及びイの出店料は、1日あたりの1小間(テント(間口5.4m×奥行3.6m)の2分の1)の金額である。
- ※2 2小間以上または2日間以上の出店料は、上記出店料×小間数×日数とする。
(例: 県内業者が3小間で4日間出店⇒2,600円×3小間×4日=31,200円)
- ※3 出店料には、電源1.5kwまでの電気使用料を含むものとし、これを超える電気使用については、1.5kwごとに1,000円を追加で徴収する。
なお、使用できる電源の上限は、アの鴨池運動公園については1小間4.5kw(追加3.0kw)までとし、イの各競技会場については、全体の電力容量を鑑みて県実行委員会が決定する。(最大でも1小間4.5kw(追加3.0kw)までとなる見込。)
- ※4 上表の「県内業者」とは、鹿児島県内に住所を有する個人、団体、または鹿児島県内に事業所を有する法人である。

ウ ドリンク売店

設置期間 (運営日)	出店料 (1箇所)
国体開会式: 2023年10月7日 (土)	2,600円
国体閉会式: 2023年10月17日 (火)	
大会開会式: 2023年10月28日 (土)	
大会閉会式: 2023年10月30日 (月)	

・ドリンク売店の追加

(2) 以下に該当する者は、出店料を免除することができる。

- ア 行政機関
- イ 県内の障害福祉団体, 障害福祉サービス事業所等
- ウ 県内の学校
- エ 日本スポーツ協会
- オ 日本パラスポーツ協会
- カ 大会特別協賛企業
- キ その他県実行委員会が特に認める者

(3) 国体パートナー及びオフィシャルスポンサーは、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会企業協賛制度に基づく特典として、県実行委員会が指定した小間数内で出店料を納入することなく出店できるものとする。

ただし、オフィシャルスポンサーが物品の販売及びサービスの有償提供等を行う場合は、この限りでない。

(4) 荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部または一部について売店等の営業を行うことができなかつた場合、県実行委員会は、出店料の全部または一部を返還するものとする。

なお、出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の返還は行わない。

(5) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担するものとする。

8 売店等の設置備品

県実行委員会が準備する1小間当たりの設置備品は次のとおりとする。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策用備品については、政府等の方針に従って変更がありうる。

(1) 国体・大会 開・閉会式会場ぐりぶ一広場

- ア テント (間口5.4m×奥行3.6m) 2分の1
- イ 長机 3台
- ウ パイプイス 3脚
- エ 吊看板(出店者名) 1枚
- オ 電源 2口コンセント (100V・使用電力1.5kw以内)
- カ 照明 1本
- キ 飛沫防止透明シート又はアクリル板 1式

※給排水設備なし (共用の給排水設備を広場内に設置)

・名称修正

・文言追加, 修正

・コロナ対策備品の追加

(2) 以下に該当する者は、出店料を免除することができる。

- ア 行政機関
- イ 県内の障害福祉団体, 障害福祉サービス事業所等
- ウ 県内の学校
- エ 日本スポーツ協会
- オ 日本障がい者スポーツ協会
- カ 大会特別協賛企業
- キ その他県実行委員会が特に認める者

(3) 国体パートナー及びオフィシャルスポンサーは、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会企業協賛制度に基づく特典として、県実行委員会が指定した小間数内で出店料を納入することなく出店できるものとする。

ただし、オフィシャルスポンサーが物品の販売及びサービスの有償提供等を行う場合は、この限りでない。

(4) 荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部または一部について売店等の営業を行うことができなかつた場合、県実行委員会は、出店料の全部または一部を返還するものとする。

なお、出店者の都合により営業を行うことができない場合は、理由に関わらず、出店料の返還は行わない。

(5) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担するものとする。

8 売店等の設置備品

売店等の1小間当たりの設置備品は次のとおりとし、県実行委員会が準備する。

(1) 国体・大会 開・閉会式会場ぐりぶ一広場

- ア テント (間口5.4m×奥行3.6m) 2分の1
- イ 長机 3台
- ウ パイプイス 3脚
- エ 吊看板(出店者名) 1枚
- オ 電源 2口コンセント (100V・使用電力1.5kw以内)
- カ 照明 1本
- キ 給排水設備なし (共用の給排水設備を広場内に設置)

(2) かごしま大会 各競技会場ぐりぶ一広場

各競技会場における売店設備の基準は、県実行委員会が会場ごとに別に定める。

- (2) かごしま大会 各競技会場ぐりぶ一広場
各競技会場における売店等設備の基準は、県実行委員会が会場ごとに別に定める。

(3) ドリンク売店

テーブル、パイプイス、どぶづけ、飛沫防止透明シート又はアクリル板は県実行委員会が準備する。その他必要な備品については、出店者と県実行委員会が協議を行った上で決定する。

・ドリンク売店の追加

9 出店の場所

売店等の出店場所（ブース位置）は、県実行委員会が指定するものとする。

10 出店申請

出店希望者は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、方法等については、県実行委員会が別に定める。

- (1) 出店申請者の概要・出店計画書（別紙1）
- (2) 営業許可証（写）または所管保健所等の收受印が押印された営業許可申請書（写）
- (3) 売店等責任者及び従業員の本人確認書類（写）
例：免許証、パスポート等顔写真付きのもの
の写し
(マイナンバーカードの場合は、必ずマイナンバーを隠して写しをとること)
- (4) 持込機器等調査票（別紙2）
- (5) 誓約書兼承諾書（別紙3）
- (6) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書

11 出店者の選定、出店許可書の交付及び許可の取消し等

- (1) 県実行委員会は、本要項に基づき、上記「5 出店者の条件」を満たすことを確認・調査し、取扱商品やサービスの内容、全体的な出店内容のバランス、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認める者を出店者として選定する。その際、県実行委員会は、出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 県実行委員会は出店者の選定結果を通知する際、上記「7 出店料」の(2)または(3)に該当しない出店者に対しては、売店等出店料納入通知書（様式第2号）を送付し、納入期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合、出店者は県実行委員会に対してその旨を文書で通知するものとし、出店料の返還を求めることはできないものとする。
- (3) 県実行委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可書（様式第3号）を当該出店申請者に交付するものとする。
- (4) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。
- (5) 県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県実行委員会に対して、損害賠償を請求することができないものとする。
ア 関係法令及び本要項に違反したとき
イ 売店等出店許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき

・文言修正

9 出店の場所

売店等の出店場所（ブース位置）は、県実行委員会が指定するものとする。

10 出店申請

出店希望者は、売店等出店許可申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、県実行委員会に提出しなければならない。なお、申請時期、方法等については、県実行委員会が別に定める。

- (1) 出店申請者の概要・出店計画書（別紙1）
- (2) 営業許可証（写）または所管保健所等の收受印が押印された営業許可申請書（写）
- (3) 売店責任者及び従業員の本人確認書類（写）
例：免許証、パスポート等顔写真付きのもの
の写し
(マイナンバーカードの場合は、必ずマイナンバーを隠して写しをとること)
- (4) 持込機器等調査票（別紙2）
- (5) 誓約書兼承諾書（別紙3）
- (6) 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書

11 出店者の選定、出店許可証の交付及び許可の取消し等

- (1) 県実行委員会は、本要項に基づき、上記「5 出店者の条件」を満たすことを確認・調査し、取扱商品やサービスの内容、全体的な出店内容のバランス、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認める者を出店者として選定する。その際、県実行委員会は、出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 県実行委員会は出店を許可する際、上記「7 出店料」の(2)または(3)に該当しない者に対しては、売店等出店料納入通知書（様式第2号）を送付し、納入期限までに県実行委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合、出店者は県実行委員会に対してその旨を文書で通知するものとし、出店料の返還を求めることはできないものとする。
- (3) 県実行委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可書（様式第3号）を当該出店申請者に交付するものとする。
- (4) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。
- (5) 県実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県実行委員会に対して、損害賠償を請求することができないものとする。
ア 関係法令及び本要項に違反したとき
イ 売店等出店許可書の交付を受けた者が、虚偽の申請を行ったことが判明したとき

- ウ 保健所からの指導に従わなかったとき
- エ その他、県実行委員会が売店等の管理運営において不適当と認めるとき

12 保健所への届出等

- (1) 食品を販売する出店者は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会食品衛生対策実施要領（以下「食品衛生要領」という。）に基づき検便検査を受けるものとする。
- (2) 県実行委員会は、食品を販売する出店者に対し出店を許可した時は、食品衛生要領に定める必要な計画書を所管の保健所に提出するものとする。

13 設置基準

- (1) 全売店等共通
 - ア 上記「8 売店等の設置備品」を踏まえ、売店等の規模に応じた陳列設備を設けること
- (2) 食品を販売する売店等
 - ア 食品衛生要領の別紙1「食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」に基づき、必要な設備を設置すること
 - イ 現場で簡易な調理を行う場合は、所管の保健所等の基準に従い、蛇口付きポリタンク等で手洗い設備を設置すること
 - ウ 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管または冷蔵設備が十分であり、かつ、容器包装等により汚染防止の措置をすること
 - エ 廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと
 - オ その他、食品衛生関係法令等に規定する施設基準に適合していること

14 管理責任

売店等における販売品、陳列設備及び金銭の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

15 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸することまたは売店等の管理運営を委任すること
- (2) 火気を使用すること（県実行委員会が特に認める場合は除く。）
- (3) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会開・閉会式会場管理運営要綱で定める持込禁止物を持ち込み、または、同要綱で定める禁止行為を行うこと（県実行委員会が特に認める場合は除く。）
- (4) 商品を不当な価格で販売すること
- (5) 指定された場所以外での立ち売りや呼び込み販売をすること
- (6) 拡声器または音響器具類を使用すること
- (7) アルコール飲料を販売（試飲を含む。）すること。ただし、土産・特産品等として県実行委員会が認める場合は除く
- (8) 危険物を販売すること
- (9) 許可された商品以外のものを販売すること
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす行為をすること

・文言修正

・文言追加（栃木県参考）

- ウ 保健所からの指示があったとき
- エ その他、県実行委員会が売店等の管理運営において不適当と認めるとき

12 保健所への届出等

- (1) 食品を販売する出店者は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会食品衛生対策実施要領（以下「食品衛生要領」という。）に基づき検便検査を受けるものとする。
- (2) 県実行委員会は、食品を販売する出店者に対し出店を許可した時は、食品衛生要領に定める必要な計画書を所管の保健所に提出するものとする。

13 設置基準

- (1) 全売店等共通
 - ア 上記「8 売店等の設置備品」を踏まえ、売店等の規模に応じた陳列設備を設けること
- (2) 食品を販売する売店等
 - ア 現場で簡易な調理を行う場合は、所管の保健所等の基準に従い、蛇口付きポリタンク等で手洗い設備を設置すること
 - イ 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管または冷蔵設備が十分であり、かつ、容器包装等により汚染防止の措置をすること
 - ウ 廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと
 - エ その他、食品衛生関係法令等に規定する施設基準に適合していること

14 管理責任

売店等における販売品、陳列設備及び金銭の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県実行委員会は一切その責任を負わないものとする。

15 禁止事項

出店者及び従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸することまたは売店の管理運営を委任すること
- (2) 火気を使用すること（県実行委員会が特に認める場合は除く。）
- (3) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会開・閉会式会場管理運営要綱で定める持込禁止物を持ち込み、または、同要綱で定める禁止行為を行うこと（県実行委員会が特に認める場合は除く。）
- (4) 商品を不当な価格で販売すること
- (5) 指定された場所以外での立ち売りや呼び込み販売をすること
- (6) 拡声器または音響器具類を使用すること
- (7) アルコール飲料を販売（試飲を含む。）すること。ただし、土産・特産品等として県実行委員会が認める場合は除く
- (8) 危険物を販売すること
- (9) 許可された商品以外のものを販売すること
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす行為をすること

16 出店者及び従業員の遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県実行委員会が開催する出店者説明会に出席すること
- (2) 別途交付する売店等出店許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること
- (3) 搬入出に使用する車両には、別途交付する通行許可証を指示された位置に掲げること
- (4) 従業員は県実行委員会が発行するIDカード等を着用し、服装は清潔なものを着用すること
- (5) 売店等の設置、撤去及び荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従うこととし、商品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと
- (6) 接客にあたっては、親切丁寧を心がけること
- (7) 売店等の装飾は販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと
- (8) 販売品には関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること
- (9) 各売店等の清掃は各出店者が責任を持って行い、店内にゴミ箱を設置し、排出したゴミ(販売した飲食の使い捨て容器を含む)は、各出店者が持ち帰り処分すること
- (10) 県実行委員会が認める火気を使用する売店等にあつては、消火器の設置等による防災対策を講ずること
- (11) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること
- (12) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと
- (13) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと
- (14) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと
- (15) 出店申請後に、従業員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに県実行委員会に報告すること
なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類(上記10(3)のとおり)を添付すること
- (16) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、「燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」や業種ごとのガイドライン等を遵守すること
- (17) 売店等の出店に関しては、本要項のほか、関係法令及び県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること
- (18) その他、下記17の売店等監督員及び県実行委員会の指示に従うこと

・文言追加, 修正

17 売店等監督員及び売店等責任者

- (1) 売店等監督員
ア 県実行委員会は、売店等の円滑な運営を図るため、売店等監督員を置くものとする。
イ 売店等監督員は現地を巡回し、売店等の管理運営について指導するものとする。
- (2) 売店等責任者
ア 出店者は、当該従業員のうちから売店等責任者を定め、現場に常駐させるものとする。

・文言追加, 修正

16 出店者及び従業員の順守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県実行委員会が開催する出店者説明会に出席すること
- (2) 別途交付する売店等出店許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること
- (3) 搬入出に使用する車両には、別途交付する通行許可証を指示された位置に掲げること
- (4) 従業員は県実行委員会が発行するIDカード等を着用し、服装は清潔なものを着用すること
- (5) 売店等の設置、撤去及び荷物の搬入、搬出の時期については、県実行委員会の指示に従うこととし、商品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障のないよう必ず定められた時間内に行うこと
- (6) 接客にあたっては、親切丁寧を心がけること
- (7) 売店等の装飾は販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと
- (8) 販売品には関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること
- (9) 各売店等の清掃は各出店者が責任を持って行い、店内にゴミ箱を設置し、排出したゴミは、各出店者が持ち帰り処分すること
- (10) 県実行委員会が認める火気を使用する売店にあつては、消火器の設置等による防災対策を講ずること
- (11) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること
- (12) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと
- (13) 県実行委員会が許可した機器以外は使用しないこと
- (14) 天候の悪化等の事情により、県実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと
- (15) 出店申請後に、従業員を追加があった場合は、直ちに県実行委員会に報告すること
なお、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類(上記10(3)のとおり)を添付すること
- (16) 売店等の出店に関しては、本要項のほか、関係法令及び県実行委員会が制定する関係要綱等を遵守すること
- (17) その他、下記17の売店監督員及び県実行委員会の指示に従うこと

・コロナ対策に係る文言追加

17 売店監督員及び売店責任者

- (1) 売店監督員
ア 県実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
イ 売店監督員は現地を巡回し、売店の管理運営について指導するものとする。
- (2) 売店責任者
ア 出店者は、当該従業員のうちから売店責任者を定め、現場に常駐させるものとする。

る。

イ 売店等責任者は、当該売店等の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を販売する売店等にあつては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店等監督員から指示があつた場合は、これに従わなければならない。

18 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納に係る全ての責任を負うこととし、販売実績を県実行委員会に報告するものとする。

19 事故等の処理

売店等内において事故等が発生したときは、売店等責任者は直ちに売店等監督員に報告し、売店等監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともにその指示に従い事故処理に当たるものとする。

20 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など県実行委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後直ちに原状に復し、売店等監督員の検査を受けなければならない。

23 その他

この要項について疑義が生じた場合または定めのない事項については、県実行委員会が、関係者と協議のうえ定めるものとする。

24 実施期日

この要項は、令和元年11月18日から施行する。

この要項は、令和4年11月○日から施行する。

・文言追加

イ 売店責任者は、当該売店の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に、食品を販売する売店にあつては、衛生管理に十分配慮するものとする。また、売店監督員から指示があつた場合は、これに従わなければならない。

18 販売実績の報告

出店者は、売店等における金銭の出納に係る全ての責任を負うこととし、販売実績を県実行委員会に報告するものとする。

19 事故等の処理

売店内において事故等が発生したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告し、売店監督員は県実行委員会、関係機関等に連絡するとともにその指示に従い事故処理に当たるものとする。

20 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設または第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など県実行委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後直ちに原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

23 その他

この要項について疑義が生じた場合または定めのない事項については、県実行委員会が、関係者と協議のうえ定めるものとする。

24 実施期日

この要項は、令和元年11月18日から施行する。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会長 塩田 康一 様

申請者所在地
商号又は名称
代表者氏名

売店等出店許可申請書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「国体・大会」という。）におけるぐりぶ一広場に売店等を出店したいので、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項第10項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 出店を希望する会場、期間及び小間数

- 出店希望日に「○」と、希望小間数（1小間=2.7m×3.6m(テントの1/2)）を記入してください。
原則として、各期間を通した出店をお願いします。
必ずしも希望に添えない場合がありますので御了承ください。
10月12日(木)は、ぐりぶ一広場の運営はありません。

・文言修正

Table with columns for venue (会場), date (月日), and periods (国体期間前半, 国体期間後半, 大会期間). Rows include '国体・大会 開閉会式会場' and '大会 各競技会場' with sub-rows for '希望日' and '小間数'.

・延期に伴う設置期間の修正

2 取扱商品及びサービスの区分

(該当する区分を1つ(主なもの)を選んで□欄にチェック(☑または■)してください)

- 国体・大会関連グッズ
鹿児島県の魅力を発信する食品・飲料(調理あり)
鹿児島県の魅力を発信する食品・飲料(調理なし)
鹿児島県の魅力を発信する特産品・土産品
スポーツ用品
記念切手・記念硬貨等
県内の学校の製品等
国体パートナー、オフィシャルスポンサー、日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会、大会特別協賛企業の製品及びサービス
その他の商品・サービス

・文言修正

3 添付書類(添付したすべての書類の□欄にチェック(☑または■)してください)

- ① 出店申請者の概要・出店計画書(別紙1)
② 営業許可証(写)または所管保健所等の收受印が押印された営業許可申請書(写)
③ 売店等責任者および従業員の本人確認書類(免許証、パスポートなど顔写真付きのもの)の写し
④ 持込機器等調査票(別紙2)
⑤ 誓約書兼承諾書(別紙3)
⑥ 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書
※ ①、②及び④は、希望する会場ごとに添付してください。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会長 三反園 訓 様

申請者所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

売店等出店許可申請書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「国体・大会」という。）におけるぐりぶ一広場に売店等を出店したいので、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項第10項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 出店を希望する会場、期間及び小間数

- 出店希望日に「○」と、希望小間数（1小間=2.7m×3.6m(テントの1/2)）を記入してください。
原則として、各期間を通した出店をお願いします。
必ずしも希望に添えない場合がありますのでご了承下さい。
10月8日(木)は、ぐりぶ一広場の運営はありません。

Table with columns for venue (会場), date (月日), and periods (国体期間前半, 国体期間後半, 大会期間). Rows include '国体・大会 開閉会式会場' and '大会 各競技会場' with sub-rows for '希望日' and '小間数'.

2 取扱商品及びサービスの区分

(該当する区分を1つ(主なもの)を選んで□欄にチェック(☑または■)してください)

- 国体・大会関連グッズ
鹿児島県の魅力を発信する食品・飲料(調理あり)
鹿児島県の魅力を発信する食品・飲料(調理なし)
鹿児島県の魅力を発信する特産品・土産品
スポーツ用品
記念切手・記念硬貨等
県内の学校の製品等
国体パートナー、オフィシャルスポンサー、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、大会特別協賛企業の製品及びサービス
その他の商品・サービス

3 添付書類(添付したすべての書類の□欄にチェック(☑または■)してください)

- ① 出店申請者の概要・出店計画書(別紙1)
② 営業許可証(写)または所管保健所等の收受印が押印された営業許可申請書(写)
③ 売店等責任者および従業員の本人確認書類(免許証、パスポートなど顔写真付きのもの)の写し
④ 持込機器等調査票(別紙2)
⑤ 誓約書兼承諾書(別紙3)
⑥ 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書
※ ①、②及び④は、希望する会場数に応じて必要枚数添付してください。

令和 年 月 日

《 出 店 者 》 様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会
会長 塩田 康一

売 店 等 出 店 料 納 入 通 知 書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶ一広場への売店等に係る出店料について、下記のとおり納入してください。
なお、売店等出店許可書は、出店料の納入確認後に交付します。

記

金額（出店料）	金 《出店料》 円
出店等許可会場	《出店会場》
出 店 期 間	《出店期間》
出 店 小 間 数	《小間数》小間
納 入 期 限	令和5年 月 日
振 込 口 座	鹿児島銀行 県庁支店 普通 **** * * * *
そ の 他	振込手数料は、出店申請者が負担してください。

・延期に伴う期限の修正

・文言修正

令和 年 月 日

《 出 店 者 》 様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会
会長 三反園 訓

売 店 等 出 店 料 納 入 通 知 書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶ一広場への売店等に係る出店料について、下記のとおり納入してください。
なお、売店等出店許可書は、出店料の納入確認後に交付します。

記

金額（出店料）	金 《出店料》 円
出店等許可会場	《出店会場》
出 店 期 間	《出店期間》
出 店 小 間 数	《小間数》小間
納 入 期 限	令和2年 月 日
振 込 口 座	鹿児島銀行 県庁支店 普通 **** * * * *
そ の 他	振込手数料は、出店希望者が負担してください。

売店等出店許可書

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶ一広場への売店等の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可会場	
出店期間	
出店小間数	小間
許可品目	
遵守事項	① 本許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること。 ② 出店にあたっては、関係法令及び燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項等を遵守すること。
持込機器等	裏面に記載
その他	出店場所、駐車許可証等については、別途通知します。

令和 年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会長 塩田 康一



燃ゆる感動 かごしま国体

2023

燃ゆる感動 かごしま大会



売店等出店許可書

様

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶ一広場への売店等の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可会場	
出店期間	
出店小間数	小間
許可品目	
遵守事項	① 本許可書を店頭の見やすい場所に掲示すること。 ② 出店にあたっては、関係法令及び燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項等を遵守すること。
持込機器等	裏面に記載
その他	出店場所、駐車許可証等については、別途通知します。

令和 年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会長 三反園 訓



燃ゆる感動 かごしま国体

2020

燃ゆる感動 かごしま大会



・文言追加

【持込機器等】



【持込機器等】



(別紙1)

(改訂後)

出店申請者の概要・出店計画書

会場名:()

出店申請者の概要	会社・団体名	代表者				
	所在地	〒				
	連絡先	(電話番号)	(FAX)			
	担当者	(携帯電話)				
	電子メールアドレス					
	出店実績					
	営業開始年月日	年	月	日	従業員数	人
	営業に関して取得した許可等の種類 ※1	種類	番号	取得年月日		
				年	月	日
	過去1年間の法令違反等処分歴の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	過去1年間の食中毒発生等行政処分歴の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出店計画	出店ブースの看板表示名					
	販売商品名および販売予定数量					
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
店員	従事日	売店等責任者(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)
	月	日				
	月	日				
	月	日				
	月	日				
使用車両	従事者実人員数	人				
	使用日	車種 ※3	車体カラー	車両ナンバー	場内進入 ※4 (希望がある場合は「○」)	駐車場所利用 ※5 (希望がある場合は「○」)
	月	日				
	月	日				
	月	日				
販売レイアウト等	通路側					
	※ 売店等の設置備品は「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項」の「8 売店等の設置備品」のとおり					
	※ 別紙2「持込機器等調査票」に記載した機材を配置すること					
	※ 火気を使用する場合、消火器等の位置を明記すること					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					

・「看板表示名」の追加

・注意事項を追加

- (記入欄が不足する場合は、欄を増やす、別紙に記入するなど、適宜対応してください。)
- ※1 営業に関して取得した許可証がある場合は許可証(写)を、営業許可申請中の場合は所管保健所等の収受印が押印された営業許可申請書(写)を添付してください。
 - ※2 売店等責任者および従業員の本人確認書類(写)を添付してください。(免許証、パスポートなど顔写真付きのもの)
 - ※3 車種については、正確な駐車枠を把握するため、詳細に記入してください。(2トラック、大型バン等)
 - ※4 会場(ぐりぶ一広場)に進入する場合は、県実行委員会が別に発行する「進入許可証」が必要です。搬入・搬出に当たり、会場(ぐりぶ一広場)内への車の乗り入れ希望がある場合は「○」を記入してください。別に調査・調整を行い、必要に応じて「進入許可証」を発行します。なお、進入希望があっても許可証が発行できない場合、許可証を発行しても進入ができない時間帯、競技会場によっては乗り入れ不可の場合などがあることをあらかじめご了承ください。
 - ※5 駐車場所は県実行委員会が指定するものとし、県実行委員会が別に発行する「駐車許可証」が必要です。駐車希望がある場合は「○」を記入してください。別に調査・調整を行い、「駐車許可証」を発行します。なお、駐車台数に限りがあることから、「駐車許可証」の発行は原則1台分とします。

(別紙1)

(改訂前)

審議事項ア(資料1)

出店申請者の概要・出店計画書

会場名:()

出店申請者の概要	会社・団体名	代表者				
	所在地	〒				
	連絡先	(電話番号)	(FAX)			
	担当者	(携帯電話)				
	電子メールアドレス					
	出店実績					
	営業開始年月日	年	月	日	従業員数	人
	営業に関して取得した許可等の種類 ※1	種類	番号	取得年月日		
				年	月	日
	過去1年間の法令違反等処分歴の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	過去1年間の食中毒発生等行政処分歴の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出店計画	販売商品名および販売予定数量					
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
	●	数量:	●	数量:	●	数量:
店員	従事日	売店等責任者(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)	従業員(氏名)
	月	日				
	月	日				
	月	日				
	月	日				
使用車両	従事者実人員数	人				
	使用日	車種 ※3	車体カラー	車両ナンバー	場内進入 ※4 (希望がある場合は「○」)	駐車場所利用 ※5 (希望がある場合は「○」)
	月	日				
	月	日				
	月	日				
販売レイアウト等	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					
	通路側					

- (記入欄が不足する場合は、欄を増やす、別紙に記入するなど、適宜対応してください。)
- ※1 営業に関して取得した許可証がある場合は許可証(写)を、営業許可申請中の場合は所管保健所等の収受印が押印された営業許可申請書(写)を添付してください。
 - ※2 売店等責任者および従業員の本人確認書類(写)を添付してください。(免許証、パスポートなど顔写真付きのもの)
 - ※3 車種については、正確な駐車枠を把握するため、詳細に記入してください。(2トラック、大型バン等)
 - ※4 会場(ぐりぶ一広場)に進入する場合は、県実行委員会が別に発行する「進入許可証」が必要です。搬入・搬出に当たり、会場(ぐりぶ一広場)内への車の乗り入れ希望がある場合は「○」を記入してください。別に調査・調整を行い、必要に応じて「進入許可証」を発行します。なお、進入希望があっても許可証が発行できない場合、許可証を発行しても進入ができない時間帯、競技会場によっては乗り入れ不可の場合などがあることをあらかじめご了承ください。
 - ※5 駐車場所は県実行委員会が指定するものとし、県実行委員会が別に発行する「駐車許可証」が必要です。駐車希望がある場合は「○」を記入してください。別に調査・調整を行い、「駐車許可証」を発行します。なお、駐車台数に限りがあることから、「駐車許可証」の発行は原則1台分とします。

(別紙2)

(改訂後)
持込機器等調査票

会場名:()

※ 記入欄が不足する場合には、適宜欄を増やしてください。(表や図が途中で途切れていなければ、ページが分かれても構いません)

1 電気機器 (該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。)

- 持ち込まない(実行委員会が用意するコンセントを使用しない)
- 持ち込む

- ・ 下表に記入した電気機器以外は、絶対に持ち込まないでください。
- ・ 電気設備は1小間あたり1.5kwを標準設備とし、これを超える電気使用は、1.5kwごとに1,000円を追加徴収します。なお、使用上限は全体の容量から検討します。

機器の種類(名前)	1台あたり使用電力	数量	使用電力(kw)
	kw	台	kw
合計(1.5kw以内)			kw

2 火気器具 (該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。)

火気器具は原則持込禁止です。持込を希望する場合は、あらかじめ県実行委員会に御相談ください。

ガス機器への接続は、専門の業者へ依頼する等、安全点検を行ったものを持ち込むようお願いします。

- 持ち込まない
- 持ち込みを希望する

器具の種類(名前)	燃料の種類・容器	数量	使用目的

3 上記以外の設備・器具等

- ・ 来場者の安全のため、特殊な構造物や鋭利な物品、芝生等を傷める可能性がある重量物、器具等は持ち込めません。
- ・ 特殊な物品や展開後の1辺が180cmを超える物品(横断幕、のぼり旗、ハンガーラック等)は下表に記入してください。
- ・ 持込禁止物は、「開・閉会式会場管理運営要綱第4条第1項」を御確認ください。
- ・ 下表に記入のない持込禁止物を持ち込んだ場合は、退場を命じる場合があります。

持込物品(設備・器具等)	数量	使用目的

4 共用給排水設備の使用 (該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。)

- 使用する
- 使用しない

5 持込機器等配置レイアウト図

申請時点で想定するレイアウトを記入してください。(縮尺任意)

通路側

(別紙2)

(改訂前) 審議事項ア (資料1)

持込機器等調査票

会場名:()

※ 記入欄が不足する場合には、適宜欄を増やしてください。(表や図が途中で途切れていなければ、ページが分かれても構いません)

1 電気機器 (該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。)

- 持ち込まない(実行委員会が用意するコンセントを使用しない)
- 持ち込む

- ・ 下表に記入した電気機器以外は、絶対に持ち込まないでください。
- ・ 電気設備は1小間あたり1.5kwを標準設備とし、これを超える電気使用は、1.5kwごとに1,000円を追加徴収します。なお、使用上限は全体の容量から検討します。

機器の種類(名前)	1台あたり使用電力	数量	使用電力(kw)
	kw	台	kw
合計(1.5kw以内)			kw

2 火気器具 (該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。)

火気器具は原則持込禁止です。持込を希望する場合は、あらかじめ県実行委員会にご相談ください。

- 持ち込まない
- 持ち込みを希望する

器具の種類(名前)	燃料の種類・容器	数量	使用目的

3 上記以外の設備・器具等

- ・ 来場者の安全のため、特殊な構造物や鋭利な物品、芝生や暗きょを傷める可能性がある重量物、器具等は持ち込めません。
- ・ 特殊な物品や展開後の1辺が180cmを超える物品(横断幕、のぼり旗、ハンガーラック等)は下表に記入してください。
- ・ 持込禁止物は、「開・閉会式会場管理運営要綱第4条第1項」をご確認ください。
- ・ 下表に記入のない持込禁止物を持ち込んだ場合は、退場を命じる場合があります。

持込物品(設備・器具等)	数量	使用目的

4 共用給排水設備の使用 (該当欄にチェック(☑または■)を記入してください。)

- 使用する
- 使用しない

5 持込機器等配置レイアウト図

申請時点で想定するレイアウトを記入してください。(縮尺任意)

通路側

・ 文言追加, 修正

(改訂後)

(改訂前) **審議事項ア (資料1)**

(別紙3)

令和 年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会 長 **塩田 康一** 様

申請者所在地
商号又は名称
代表者氏名

誓約書兼承諾書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶ一広場への売店等出店許可申請にあたり、下記の項目について相違ない旨、誓約します。また、誓約内容の確認のため、県実行委員会が本承諾書をもって、関係官庁に調査、照会することを承諾します。

記

- 1 出店に当たっては、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項を遵守すること。
- 2 売店等出店許可申請にあたり、申請日から起算して過去1年以内に関係法令等の違反による処分を受けていないこと。
- 3 出店する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。
- 4 反社会的勢力に従業員等として使用または雇用していないこと。
- 5 反社会的勢力に対しいかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていないこと。
- 6 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 7 出店が許可された後、上記事項と異なることが判明し、出店許可を取り消されても、県実行委員会に異議を申立てないこと。また、県実行委員会に対する損害賠償を請求しないこと。

以上

(別紙3)

令和 年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会 長 **三反園 訓** 様

申請者所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

誓約書兼承諾書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会におけるぐりぶ一広場への売店等出店許可申請にあたり、下記の項目について相違ない旨、誓約します。また、誓約内容の確認のため、県実行委員会が本承諾書をもって、関係官庁に調査、照会することを承諾します。

記

- 1 出店に当たっては、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会ぐりぶ一広場売店等設置運営要項を遵守すること。
- 2 売店等出店許可申請にあたり、申請日から起算して過去1年以内に関係法令等の違反による処分を受けていないこと。
- 3 出店する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。
- 4 反社会的勢力に従業員等として使用または雇用していないこと。
- 5 反社会的勢力に対しいかなる名目であるかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益の提供または便宜の供与をしていないこと。
- 6 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 7 出店が許可された後、上記事項と異なることが判明し、出店許可を取り消されても、県実行委員会に異議を申立てないこと。また、県実行委員会に対する損害賠償を請求しないこと。

以上

平成31年1月24日 第10回広報・県民運動専門委員会決定
 令和元年7月29日 第11回広報・県民運動専門委員会一部改訂（書面表決）
 令和4年3月1日 第15回広報・県民運動専門委員会一部改訂

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 おもてなし広場基本計画

1 設置目的

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会において、各選手団や大会関係者をはじめ本県を訪れる多くの方々に、本県を持つ豊かな自然や歴史・文化、農林水産物などの魅力を発信するとともに県民との交流の促進を図るため、開・閉会式会場やかごしま大会の競技会場に「おもてなし広場」を設置する。

2 設置主体

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

3 設置期間・設置場所

(1) 燃ゆる感動かごしま国体（1市1会場） 原則 9:00～17:00

開催地	実施競技等	会場（設置場所）	設置期間
鹿児島市	総合開会式	鴨池公園	令和5年10月7日(土) ～17日(火)
	競技期間中 (高校野球(硬式)、陸上競技等)		
	総合閉会式		

(注) 1 令和5年10月12日(木)は競技がないため、広場は開設しない。

2 鴨池公園以外の競技会場へのおもてなし広場の設置・運営は、会場地市町村等が行う。

(2) 燃ゆる感動かごしま大会（7市13会場） 原則 9:00～17:00

開催地	実施競技等	会場（設置場所）	設置期間
鹿児島市	開会式	鴨池公園	令和5年10月28日(土) ～30日(月)
	陸上競技(身・知)		
	閉会式		
	水泳(身・知)	鴨池公園水泳プール	同一敷地のため一つに統合
	アーチェリー(身)	鹿児島ふれあいスポーツランド	
	フライングディスク(身・知)	県立サッカー・ラグビー場	
	卓球(身・知・精)	西原商会アリーナ	
	ボウリング(知)	サンライトゾーン	
バレーボール(身・知)	南栄リース桜島アリーナ		
始良市	バスケットボール(知)	ビーラインスポーツパーク始良体育館	
いちき串木野市	車いすバスケットボール(身)	いちき串木野市総合体育館	
南九州市	ソフトボール(知)	知覧平和公園多目的球場	同一敷地のため一つに統合
	フットベースボール(知) ※R4.4より「フットソフトボール(知)」に変更	知覧平和公園陸上競技場	
指宿市	グランドソフトボール(身)	開聞総合グラウンド	
	ポッチャ(身)	指宿総合体育館	
鹿屋市	バレーボール(精)	平和公園串良平和アリーナ	
霧島市	サッカー(知)	国分運動公園陸上競技場	

(注) 設置期間は、今後決定される各競技日程に応じて変更する場合がある。

4 愛称

両大会のマスコットキャラクターである「ぐりぶーファミリー」の「ぐりぶー」を用いた「ぐりぶー広場」を愛称とする。

5 実施内容

(1) 鴨池公園（開・閉会式会場）

主な区分	内 容
実行委員会ブース	①イベント等ステージ ②休憩所（数百人規模） ③郵便や宅配等の取扱所 など
県・市町村PRブース	①世界遺産や観光地等の紹介・展示 ②本県の伝統文化や産業、特産品等の紹介・展示 ③その他
両大会関係者等ブース	①日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会の出展 ②協賛企業の出展・商品販売、特別協賛企業の出展 ③障害者就労施設等の製品展示・販売 など
民間企業等ブース	郷土料理などの飲食物や物産品等の販売 （飲酒禁止とするが、焼酎等の販売は認める。）
その他	トイレ、ゴミステーション など

※ 広場の広さは、平和リース球場（鴨池野球場）の南側約9,000㎡程度

(2) (1)以外の競技会場

(1)を基本に、来場見込者数や広場の規模に応じた内容とする。

6 来場予定者数（開・閉会式及び競技期間中の参加見込み数）

(1) 燃ゆる感動かごしま国体（メイン会場：鴨池公園）

（単位：人）

区分	10月7日（土）	競技期間中	10月17日（火）	合計
	総合開会式	（約9,200人/日）	総合閉会式	
国体	21,000	75,000	14,000	110,000

※ 先催4県（H28～R1）のメイン会場の平均来場者数をベースに算定

(2) 燃ゆる感動かごしま大会（メイン会場：鴨池公園）

（単位：人）

区分	10月28日（土）	10月29日（日）	10月30日（月）	合計
	開会式	競 技	閉会式	
大会	16,000	8,000	20,000	44,000

※ 先催3県（H28～H30）のメイン会場の平均来場者数をベースに算定（R1茨城大会は台風により中止）

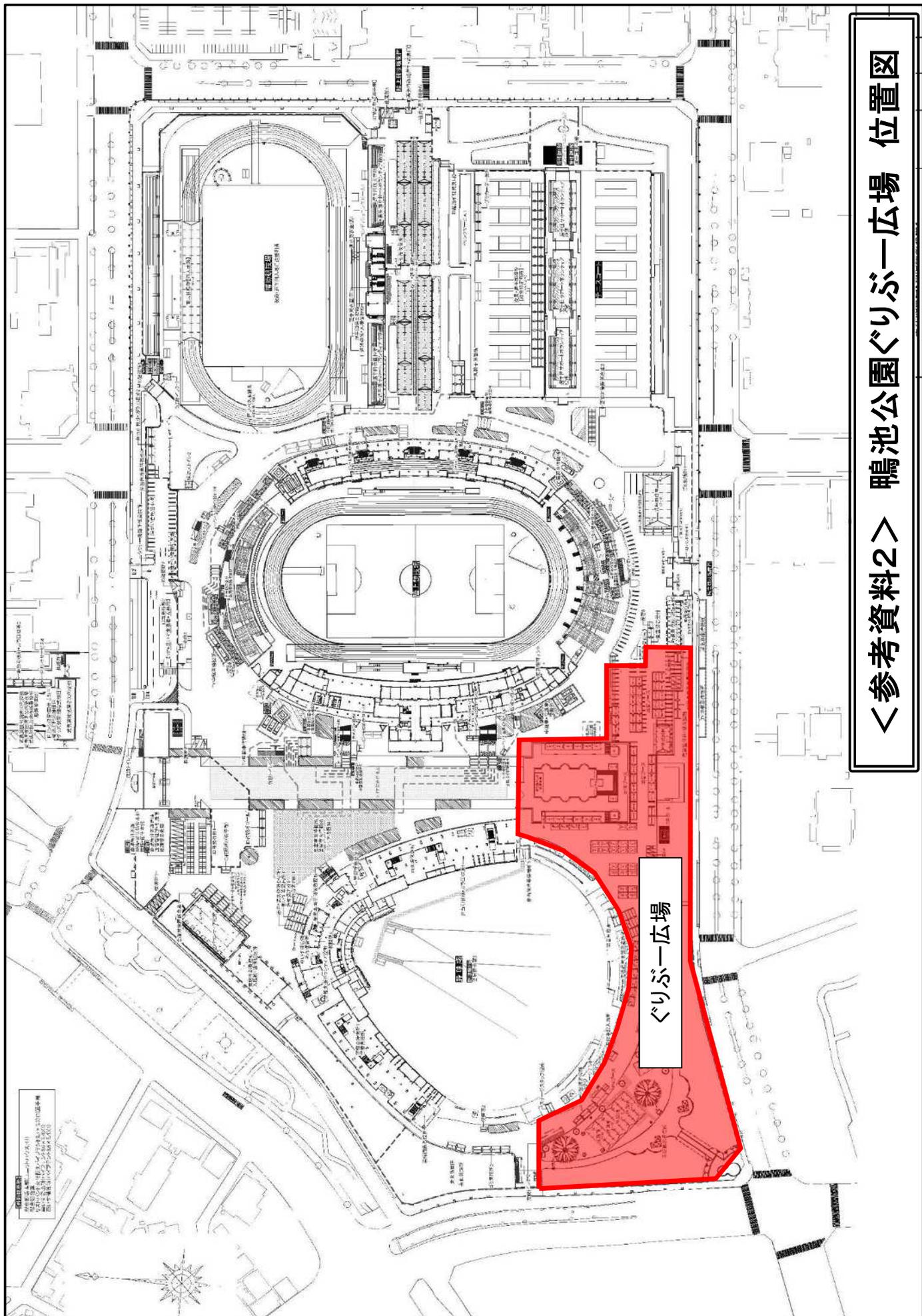
7 その他

おもてなし広場は、誰もが親しみやすく、くつろげる空間となるように、バリアフリーや降雨・降灰等に配慮するとともに、環境にも留意した整備・運営を行う。

また、「燃ゆる感動かごしま国体における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各業界団体が定めるガイドライン等を踏まえた感染拡大防止策を講じる。なお、本基本計画は今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、見直す可能性がある。

8 今後の日程

時 期	内 容
令和4年2月	おもてなし広場基本計画（改訂案）審議、決定
令和4年4月～	広場レイアウト、設置ブース数、売店等設置運営要項、出店料、ステージイベント等を検討
令和4年5月～	出展意向調査（県・市町村、関係機関、協賛企業等）
令和4年10月	売店等設置運営要項（改訂案）審議、決定
令和4年11月～	出店意向調査（民間企業等）
令和5年3月～	出店意向とりまとめ
令和5年8月	出店者説明会
令和5年10月	広場設置、運営



参考資料2＞ 鴨池公園ぐりぐり広場 位置図